

令和8年8月千葉豪雨 で被災された皆さまへ

今回の記録的な豪雨では、最も多い地点で585ミリメートルの24時間降水量を観測しました。また、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報が発表され、市内各所で大きな被害を受けました。

被害を受けた皆さまに、改めてお見舞い申し上げますとともに、市の復旧・復興にご支援をいただいている皆さまに、心よりお礼申し上げます。

被災された皆さまへの支援情報をご案内します。

随時更新している最新の支援情報など詳しくは、[千葉市 千葉豪雨](#)



市内の主な被害状況
(9月8日時点)

死者 6人 負傷者 21人
避難者（最大） 744人
住宅被害（全・半壊、一部損壊）* 1,636棟
住宅被害（床上・床下浸水）* 1,525棟
*【上記】の住宅被害は一部重複しています。
がけくずれ 197件
道路被害（全面通行止め） 212件
停電（最大戸数） 69,590戸

罹災証明書・被災証明書の交付

被災した住家の被害の程度を証明するのが罹災証明書、被災した非住家、建物以外の不動産（土地、塀、門扉など）または動産（家具、自動車など）の被害が生じた事実を証明するのが被災証明書です。【右記】リストにある災害見舞金などの経済的支援や手数料の免除、税金の減免などには罹災証明書が必要です。

申請方法 電子申請*または各区の申請窓口
*代理人や事業者からの電子申請はできません。

申請窓口 各区役所

認定調査 申請後に市職員が現地確認を行う場合があるので、ご協力ください。

交付方法 罹災・被災証明書は郵送で交付します。罹災・被災証明書の提出を必要とする支援メニューの詳細を同封していますので、ご確認ください。

問 区役所地域づくり支援課

中 央 ☎221-2169 FAX221-2179 花見川 ☎275-6224 FAX275-6799
稲 毛 ☎284-6107 FAX284-6149 若 葉 ☎233-8124 FAX233-8162
緑 ☎292-8107 FAX292-8159 美 浜 ☎270-3124 FAX270-3191

給付	災害見舞金
	被災者生活再建支援金
貸付	災害援護資金貸付
	生活福祉資金貸付
免除	各種証明書の交付手数料
	国民年金保険料
減免	市民税・県民税・森林環境税
	固定資産税・都市計画税
	国民健康保険料および一部負担金
	後期高齢者医療保険料および一部負担金
	介護保険料および一部負担金
	障害福祉サービスなどの利用者負担額
	保育所（園）の保育料
	子どもルームの利用料
猶予	アフタースクールの利用料
	市税などの納付

*【上記】の表にある各項目の担当課と問い合わせ先は、【右記】のホームページをご確認ください。

災害救助法に基づく住宅の応急修理

被災した住宅に対して、日常生活に必要最小限度の部分の応急的な修理を行うことで、引き続き元の住宅で日常生活を営めるよう、市が業者に応急的な修理を依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度です。

対象となる条件、申し込みに必要な書類など詳しくは、[千葉市 応急修理](#)

修理対象 被災した住宅の居室や台所、トイレなど日常生活に欠くことのできない部分

費用限度額 大規模半壊、中規模半壊または半壊の場合＝757,000円以内
準半壊の場合＝367,000円以内

注意事項 自ら業者に直接修理を依頼し、支払済の場合は対象になりません。

申込方法 申込書と必要書類（罹災証明書、修理業者の見積書など）を住宅政策課に直接持参。〒260-8722千葉市中央区千葉港1-1千葉市住宅政策課へ郵送またはjutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jpも可。

問 住宅政策課 ☎245-5853 FAX245-5887

被災住宅の乾燥・消毒

浸水被害を受けた住宅などは、清掃し、乾燥させた上で、状況に応じて床上部分の消毒が必要です。床上・床下や家財などを乾かすダクトファンを貸し出すとともに、浸水した家屋などの衛生対策として床上の消毒を受け付けています。

詳しくは、[千葉市 ダクトファン](#)

乾燥用送風機（ダクトファン）の貸し出し

申込窓口 市災害対策本部 ☎245-4674

浸水した家屋などの消毒

申込窓口 生活衛生課 ☎245-5214

中小企業者向けの支援

災害復旧資金（普通保証枠） 被災した中小企業・小規模事業者が円滑な復旧費用の借入れができるよう、信用保証協会から保証（普通保証枠）が受けられる制度です。

セーフティーネット4号認定 被災した中小企業者が円滑に資金調達ができるよう、通常の保証限度額と別枠で信用保証協会の保証が受けられる制度です。

相談窓口 産業支援課 ☎245-5284 FAX245-5590

その他の経営全般の相談

相談窓口 産業振興財団 ☎201-9506 FAX201-9507

支援内容や手続き方法など詳しくは、[千葉市 事業者向け災害支援](#)

農家の方への支援

被害を受けた農業者への支援策を検討するため、被害状況の情報収集を行っており、「被害報告書」の提出をお願いしています。詳しくは、[千葉市 農業者向け災害支援](#)

農地・農道などの被害について

相談窓口 農政課（市役所高層棟7階）
☎245-5764 FAX245-5884

農業用機械・施設被害、農作物被害、栽培について

相談窓口 農業生産振興課（農政センター内）
☎228-6282 FAX228-3317

被災車両引き取りのお願い

道路上にあった被災車両を市役所で保管しています。所有者または使用者は、至急、市にご連絡ください。

受付窓口 ☎245-5383 hochisyaryo@city.chiba.lg.jp

専用相談電話

総務省が、各種支援の窓口を知りたい、どこに相談してよいのか分からないなどの問い合わせを受け付ける専用のフリーダイヤルを開設しています。

災害専用フリーダイヤル（無料）☎0120-602-110

受付時間 平日9:00～16:45

*総務省関東管区行政評価局（埼玉県さいたま市）につながります。